

滋賀県老人福祉施設協議会 理事候補選定委員会規程

(目的)

第1条 滋賀県老人福祉施設協議会（以下「本会」という）会則第21条に定める理事候補選定委員会（以下「選定委員会」という）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(任務)

第2条 この委員会は、本会の理事候補者の選定を行う。

(委員)

第3条 選定委員会に、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 3名

2 委員は、副会長より1名、監事より1名、業種別選出理事より1名、外部委員1名の委員で構成する。

3 委員長は、外部委員をもって充てる。

(委員の選出)

第4条 委員は、理事会において選出する。

(召集)

第5条 委員会は、委員長が召集して、その議長となる。

(議決)

第6条 委員会の議決は、委員の合議により決する。

(任期)

第7条 委員の任期は、理事の任期と同一とし、再任を妨げない。

2 辞任等により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は、総会の決議により改廃することができる。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会にて別に定める。

(附則)

1 この規程は、平成28年9月12日から施行する。